

○越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱

平成12年5月31日

告示第109号

改正 平成15年4月18日告示第115号  
平成17年5月31日告示第143号  
平成18年3月31日告示第98号  
平成18年5月30日告示第176号  
平成19年3月30日告示第122号  
平成21年6月26日告示第191号  
平成22年3月29日告示第101号  
平成23年3月31日告示第120号  
平成24年3月29日告示第117号  
平成28年3月30日告示第129号

(目的等)

第1条 この要綱は、審議会等の適正な設置及び円滑な運用を図るために必要な事項を定めることにより、審議会等の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民参加の促進を図り、もって開かれた市政の推進に資することを目的とする。

2 審議会等の設置及び運用に関し、この要綱に規定する事項について、別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、市長が設置する地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的とした規則、要綱その他の規程に基づく審議会、委員会、協議会等で、別表に掲げるもの以外のものをいう。

(設置時の留意事項)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 審議会等の適正な運用を図るため、原則としてその設置根拠となる条例、規則、要綱その他の規程において、審議会等の設置目的、所掌事務並びに委員又は構成員（以下「委員」という。）の人数、選任区分及び任期を明らかにするものとする。

(2) 委員の人数は、必要最小限とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがある場合は、この限りでない。

(委員の選任)

第4条 委員の選任は、審議会等の設置目的に応じ、次に掲げる事項について十分配慮し、行うものとする。

(1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう、審議会等のそれぞれの設置目的に応じて幅広く市民各界各層から選任する。

(2) 団体に対して委員の推薦を依頼する場合は、委員の重複を避けるため、団体と十分協議を行うとともに、推薦される者が団体の長に固定しないよう配慮する。

(3) 公募により委員を選任することが適当であると認められる審議会等については、積極的に公募制を導入する。この場合において、公募により選任する委員の人数は、当該審議会等の委員定数のおおむね20パーセント以上とする。

(4) 審議会等の委員への女性の登用推進要綱（平成10年12月1日決裁）の趣旨を踏まえ、積極的に女性委員の登用を図る。

(5) 複数の審議会等（市長以外の市の執行機関が設置する審議会等を含む。次条第1項第3号において同じ。）において同一人を重複して委員に選任する場合は、法令に定めがある等の特別の理由がある場

合を除き、3機関までとする。

(6) 委員の在任期間は、法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除き、一の審議会等について連続3期以内とする。

(公募委員の応募資格等)

第5条 公募により選任する委員に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 満18歳以上の者であること。

(2) 市内において、住み、働き、学び、又は活動している者であること。

(3) 他の審議会等の公募による委員でない者であること。

(4) 市の職員でない者であること。

2 公募により選任された委員が、前項第2号又は第4号に定める要件に該当しなくなった場合は、その職を失うものとする。

(公募の方法等)

第6条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について広報紙、インターネットホームページその他の広報媒体を利用する等、より広く周知するものとする。

(1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

(2) 応募資格

(3) 公募人数

(4) 選任時期及び任期

(5) 申し込み方法及び申し込み期限

(6) 問い合わせ先

(7) その他必要な事項

(意見の聴取)

第7条 審議会等は、審議、調査等に必要があると認めるときは、広く市民の意見聴取に努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 審議会等の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(1) 会議において、越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)第7条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の代表者が当該審議会等に諮って行うものとする。

3 審議会等の代表者は、会議を公開しないことと決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

4 審議会等を所管する課の長(以下「所管課長」という。)は、当該審議会等の会議の公開又は非公開が決定されたときは、会議の公開・非公開に関する決定報告書(第1号様式)を作成し、速やかに総務部総務課長及び行財政部行政管理課長に提出するものとする。

(公開の方法)

第9条 審議会等の会議の公開は、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けて希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議を公正かつ円滑に行えるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち越谷市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記載されている会議資料については、この限りでない。

(会議開催の公表)

第10条 審議会等は、公開することと決定した会議を開催しようとするときは、開催日前7日までに会議開催について庁舎内へ掲示すること及びインターネットホームページへ掲載することにより公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の規定による庁舎内への掲示は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該掲示用に、会議開催のお知らせ(第2号様式)を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

3 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議開催について公表するよう努めるものとする。

(会議録の作成)

第11条 審議会等の会議の経過及び結果の正確性を確保するため、審議会等の事務局において会議録を作成するものとする。

(会議開催結果の公表)

第12条 審議会等は、公開した会議については、会議の概要を市民の閲覧に供すること及びインターネットホームページへ掲載することにより、会議の開催結果を公表するものとする。

2 審議会等は、前項の規定による公表に当たっては、会議の概要に会議録及び会議資料を添付するよう努めるものとする。

3 第1項の閲覧は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該閲覧用に、会議の開催結果(第3号様式)を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

4 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議の開催結果について公表するよう努めるものとする。

(委員情報の登録)

第13条 所管課長は、委員を選任したときは、速やかに公職者システムに必要情報を登録するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか審議会等の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年告示第115号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年告示第143号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表に男女共同参画苦情処理委員の項を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第98号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第176号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に公募により選任される委員について適用する。

附 則 (平成19年告示第122号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第191号)

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第101号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第120号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第117号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第129号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象外となる審議会等

審議会等名称
広報・広聴専門委員
福祉保健オンブズパーソン
男女共同参画苦情処理委員

第1号様式（第8条関係）

## 会議の公開・非公開に関する決定報告書

1 審議会等の名称	
2 事務局担当課名	
3 審議会等の所掌事務	
4 公開・非公開の別	公 開 ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
5 公開・非公開の決定日	
6 非公開・一部非公開の理由等	(非公開・一部非公開とする具体的内容)
7 備 考	

第2号様式（第10条関係）

## 会議開催のお知らせ

1 会議名	
2 議 題	
3 開催日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分から
4 開催場所	
5 公開・非公開の別	公 開 ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴定員	
8 傍聴手続きの方法	
9 問い合わせ先	(担当課名) TEL (直通)
10 その他	

第3号様式（第12条関係）

## 会議の開催結果

1 会議名	
2 開催日時	平成 年 月 日（ ） 時 分から
3 開催場所	
4 会議の概要	
5 公開・非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	
8 問い合わせ先	（担当課名） TEL （直通）
9 その他	

第 1 号様式 (第 8 条関係)

第 2 号様式 (第 1 0 条関係)

第 3 号様式 (第 1 2 条関係)



# 【 会 議 録 】 (概要)

日時:平成30年2月6日(火) 18:00~19:15

会議名	平成29年度越谷市自治基本条例推進会議 第4回会議	場所	越谷市役所本庁舎5階 第2委員会室
件名 議題	1 開会 2 報告事項 (1) 第4期推進会議の報告書(案)について 3 その他 4 閉会		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出席者	<b>出席委員</b> 横家会長、駒崎副会長、狩野委員、小林委員、鋪野委員、立澤委員、得上委員、土方委員、淵野委員、松原委員、浅見委員、寺島委員(12名) <b>欠席委員</b> 戸巻委員、黒須委員、多賀谷委員 <b>事務局</b> 橋本市長公室副参事(兼)政策課長、山崎政策課副課長、丸岡同主事、荒井同主事(4名) <b>傍聴者</b> なし		
内 容	別紙 会議録(要旨)のとおり		
<p>●合意・決定事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期推進会議の報告書(案)について報告した。</li> <li>・本日の会議での意見を踏まえた「第4期推進会議の報告書(最終案)」を、後日、メーリングリストで確認いただき、修正意見がなかった場合、報告書の完成とすることとした。</li> <li>・完成した報告書は、後日、会長及び副会長から、市長へ提出することとした。</li> </ul>			

## 会議録（要旨）

### 1 開会あいさつ（会長）

こんばんは。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

本日の会議では、第4期推進会議の成果物である「報告書」について事務局から説明いただき、完成に近づけていきたいと思っております。

また、今回が第4期推進会議の最後の会議となりますので、皆様から活発な意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

### 事務局あいさつ（橋本副参事）

こんばんは。本日は大変寒い中ご出席いただきありがとうございます。

過日開催されました協働フェスタに参加された方におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。

本日の会議では、これまで第4期推進会議の報告書（案）についてご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、今回の会議が第4期推進会議の最終回となります。横家会長、駒崎副会長を始め、委員の皆様におかれましては2年間大変お疲れ様でした。今後につきましても、引き続きお力添えをいただければ非常にありがたく思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 2 報告事項

#### （1）第4期推進会議の報告書（案）について

- ・事務局が、第4期推進会議の報告書（案）について【資料1】（第4期越谷市自治基本条例推進会議の取り組みについて（報告書）〔案〕）及び【資料2】（第4期越谷市自治基本条例推進会議の取り組みについて（報告書）概要）に基づいて説明した。

（会長）ありがとうございました。

今回は、これまでの意見を盛り込んだ報告書の修正案についてご意見をいただき、細かい表現等、最終的な語句の修正が出た場合は会長、副会長と事務局で調整させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（A委員）報告書1ページ目の3段落目「一方、本市の社会環境を展望すると、数年後には人口減少に転ずると予測する中、来るべき少子超高齢化社会に備え、豊かな地域環境を創造するためには、市民が今まで以上に積極的にまちづくりに関わっていく、参加や協働の更なる推進が求められます。」という文章について、なぜ参加や協働の更なる推進が求められるのかの理由を明確に記載するべきだと思います。

これに関連して、報告書7ページ目の2段落目「しかしながら、人口減少・少子高齢化社会の到来や地方分権のさらなる進展など社会経済情勢は大きく変化しており、まちづくりの課題もあります。」という文章について、何がまちづくりの課題となっているのかを具体的に記載するべきだと思います。

（事務局）ご意見をいただいた点について、修正させていただきたいと思っております。

（B委員）本日の会議資料ではどの資料が報告書になりますか。

（事務局）【資料1】がそのまま報告書になります。

## 会議録イメージ

- (C委員) これまでの行政と市民のあり方では、自治が成り立たなくなるのではと感じているため、「参加や協働の更なる推進が求められる理由」に、市民の価値観やライフスタイルが多様化してきているという旨の記述を加えて欲しいと思います。
- (D委員) 前回会議から意見のあった部分について概ね網羅されており、個人的にはほぼ完成形に近いと思います。
- (E委員) 自治基本条例の中学校での啓発の取り組みについて、前回の会議を踏まえ、報告書の【別添3】に「中学校でも年5校ずつ啓発の取り組みを行うべきである」と追記いただきましたが、5校ずつ行うことで、3年間で市内の中学校全15校で取り組みが完了する旨の記述を加えて欲しいと思います。
- (事務局) 現在高校で啓発の取り組みを実施しておりますが、興味を持ってもらうため工夫を重ね、職員の技術も向上してきています。この技術を応用し、中学校でも啓発の取り組みができればと考えておりますが、ご意見をいただいた点については修正させていただきたいと思います。
- (F委員) 広報紙は市民に広く配布されており、自治基本条例の普及の方法として効果的だと思いますので、「広報紙を活用した自治基本条例のPR」について報告書に盛り込んで欲しいです。
- (事務局) 可能な限り反映させていただきたいと思います。
- (G委員) 今後、自治基本条例の普及あたっては、自治基本条例の情報が自然と耳から入ってくるように、例えばCDやDVDを作成するなどの方法も検討していただきたいと思います。
- (H委員) これまで第4期推進会議で実施してきた取り組みが、第5期推進会議でも活かされるよう、第5期推進会議の方向性について報告書に記載して欲しいです。
- (事務局) 第5期推進会議の方向性については、第4期推進会議で作成した指標を第5期でも継続して活用していく方向性で、報告書の7ページ目「むすびに」の4段落目に「道しるべ」という言葉で表現させていただいております。具体的な取り組みについては、第5期の委員の皆さんを交え検討していきたいと考えています。
- (I委員) 協働の取り組みを進めている中で、自治基本条例を知っていることによって守られたと感じることがありました。自治基本条例を知ってもらうことは、協働のまちづくりを推進する第一歩であると思います。
- (J委員) 自治基本条例という言葉が難しく、理解してもらえないことがあるため、親しみやすくなるような工夫が必要だと思います。
- (会長) ありがとうございました。それでは、本日の会議での意見を踏まえ、後日、「第4期推進会議の報告書（最終案）」を、メーリングリストで確認いただいたうえで、修正意見がなければ、報告書の完成とすることとし、完成した報告書は私と副会長から、市長へ提出することとしてよろしいでしょうか。

・出席委員全員に確認し、了承された。

### ●合意・決定事項等

- ・本日の会議での意見を踏まえた「第4期推進会議の報告書（最終案）」を、後日、メーリングリストで確認いただき、修正意見がなかった場合、報告書の完成とすることとした。
- ・完成した報告書は、後日、会長及び副会長から、市長へ提出することとした。

### 3 その他

- ・事務局が、「第4期越谷市自治基本条例推進会議の取り組みについて（報告書）」の公表方法等について説明した。

- ・事務局が、越ヶ谷高校で実施した自治基本条例の啓発の取り組みについて報告した。
- ・委員から第10回協働フェスタの結果について報告があった。

#### 4 閉会（副会長）

本日は第4期最後の推進会議でした。これまで、指標や今回の報告書を作成するにあたっては皆様からたくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。指標では自治基本条例の認知度はなかなか上がっていませんが、市民活動をされている方の中では少しずつ浸透してきていると感じています。報告書にもありますが、今後も継続して参加や協働の取り組みを行っていくことで、効果が表れてくるものと思っています。

第4期推進委員の皆様、2年間本当にお疲れ様でした。